海域における土砂類の有効利用に関する留意事項

平成30年9月

環境省 水·大気環境局 水環境課 海洋環境室

# 目 次

1.	総論	1
1. 1	有効利用の該当性の確認について	2
2.	各論	2
2. 1	有害性の有無の確認	2
2.2	土砂類の品質の確認	3
2.3	有効利用の実施計画の確認について	3
2.4	事前影響評価の実施の方法について	4
2.5	モニタリングの計画・結果の確認について	5
2.6	その他	6

#### 1.1 有効利用の該当性の確認について

- ・ 「海洋汚染防止法の施行について(通達)」(昭和47年9月6日官安第289号)(以下「通達」という。)において、航路、泊地のしゅんせつ等別の目的の事業の結果生じた土砂類のうち、船舶から海域に排出される土砂類(以下「土砂類」という。)が廃棄物でないことが客観的に判断される要件として「施行者側における十分な管理の下に、積極的に材料等として使用される」こと及び「投入される物の材質が社会通念上埋立材等として認められ」ることが定められている。
- ・ 「海域における土砂類の有効利用に関する指針」(以下「指針」という。)において、 通達に示す要件を充足するために必要な事項として、①土砂類の有害性の有無の確認、②土砂類の品質の確認、③有効利用の実施計画の確認、④海洋環境への配慮(事前の影響評価)、⑤モニタリング計画(海洋環境への影響、有効利用の目的の達成状況)の確認、⑥モニタリング結果(海洋環境への影響、有効利用の目的の達成状況)の確認の6項目を定めている。
- ・ 土砂類を有効利用しようとする事業者は、当該事業を行う前に、指針に基づき、上述の6つの項目の観点から、当該事業が有効利用であるか否かを確認する必要がある。
- ・ なお、事業の実施に際しては、汚濁拡散防止のための施工管理を実施する等、環境 への影響を合理的な範囲で最小限にすることが重要と考えられる。

# 2 各 論

以下、参考として、枠内に指針の書きぶりを示す。

#### 2.1 有害性の有無の確認

#### (1) 土砂類の有害性の確認

海洋汚染等防止法の趣旨に鑑み、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれが生じないことを確認する必要がある。このため、土砂類に含まれる有害物質の濃度に関して、海洋投入処分する一般水底土砂と同等の基準(すなわち、海洋汚染等及び海上災害に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)第6条において規定する基準)を満たしていることを確認する必要がある。判定基準に適合していない場合、社会通念上の埋立材等としては認められないと考えられる。

- ・ 土砂類の有害性の有無の確認は、海洋汚染等防止法に基づく一般水底土砂と同等の 基準を満たしているか確認することにより実施することとする。その際には、同法 施行令で定める基準に加え、関係する告示等で示す基準についても適切に確認を行 うことが必要である。有効利用に供される土砂が水底土砂の場合、既存資料等によ り土砂の採取を実施する範囲の土砂の性状を把握できない場合は、複数地点におけ るサンプリングにより有効利用される土砂全体の性状を科学的なデータに基づき 適切に把握することが重要である。
- ・ 水底土砂等に購入土砂を混合したものを利用しようとする場合も、有害性の有無に関して上記と同様の確認が必要である。
- ・ 深掘跡の埋め戻し等の事業においては中詰材が使用されることも考えられるが、覆砂材だけでなく中詰材についても、波浪や地震等による覆砂材の喪失や、人為的な掘り返しによる露出等も考えられることから、有害性の有無の確認を実施することが重要である。
- ・ なお、水底土砂の有効利用を実施する場合には、材料として使用するための土砂の 採取を実施する海域の状況に応じて確認項目を設定するなど、それぞれの事業ごと に適切な確認を実施することが望ましい。例えば、背後地からの工場等の影響が考 えられる場合は化学物質、石油由来の物質等を、家庭雑排水の影響が考えられる場 合は界面活性剤等を、農地の影響が考えられる場合は農薬等を、船舶からの漏出の 影響が考えられる場合は油類、船底塗料の剥離等の影響が考えられる場合は有機ス ズ等を、特定の物質による汚染の履歴が確認されている場合はその物質を、それぞ れ重点的に調査する等が考えられる。

# 2.2 土砂類の品質の確認

#### (2) 土砂類の品質の確認

使用する土砂類が**有効利用の目的を達成するための品質を満たしていることを確認する**必要がある。品質を満たしていない土砂類は、有効利用のための材料として適しておらず廃棄物に該当し、そのような土砂を海洋に排出する行為は海洋投入処分に該当する。

なお、有効利用の目的によって要求される品質が異なると想定されるので、使用する土砂類が要求品質に合致していない場合であっても、選別、改良等により使用する材料に適するよう改変できる場合は、その過程を整理して次の有効利用の実施計画に記載する。

- ・ 土砂類の品質については、事業の目的により求められる品質は異なるため、実施される事業に応じて、どのような条件(粒度等)が事業に必要な品質かを検討することが必要である。その際には、「海域における土砂類の有効利用に関する調査報告書」の情報も参考にしつつ、どのような項目について確認すべきか、幅広に検討することが望ましい。
- ・ 中詰材を使用する場合、覆砂材だけでなく中詰材についても品質が事業の目的に合 致しているかの確認を行うことが適当であるが、覆砂材の厚さ、事業の目的等に鑑 み、対象とする項目については個別具体に検討することが望ましい。

# 2.3 有効利用の実施計画の確認について

#### (3) 有効利用の実施計画の確認

有効利用の実施に当たっては、その実施が計画されていることが「十分な管理の下に」実施されていることを証明するための手段である。このため、<u>以下の有効利</u>用の実施に関する項目を記載する。

# ① 目的及び必要性

通達に基づき、土砂類が海洋汚染等防止法上の廃棄物に該当するか否かを判断するため、土砂類を積極的に埋立、養浜、防波堤の基礎材等特定の事業の用に供するための材料等として使用すること等、当該事業の目的及び必要性の記載を確認する。 目的及び必要性が十分に確認できない場合、当該事業は客観的にみて海洋投入処分に該当する。

#### ② 事業実施海域の選定及び概要

行為の実施においては、目的及び必要性に基づき、実施場所が計画されるものであり、具体的な実施場所の記載を確認する。また、実施海域として選定した海域に

ついては、選定の過程において、海域の状況把握を実施する必要があると考えられることから、海域の自然条件及び水域利用に係る社会条件等の概要の記載を確認する。

# ③ 実施内容、方法、時期及び管理体制

行為の実施においては、目的及び必要性に基づき、実施内容、方法、時期及び管理体制が計画されるものであり、これらについての具体的な記載を確認する。

・ 当該事業の目的や必要性、事業を実施する海域の選定にあたっては、科学的な根拠 に基づく検証を行い、効果的な有効利用が実施される又は効果的な有効利用の実施 に資する情報が得られるよう担保することが望ましい。

# 2.4 事前影響評価の実施の方法について

# (4)海洋環境への配慮(事前の影響評価)

海洋汚染等防止法の趣旨に鑑み、当該事業の実施にあたっては、事前に海洋環境への影響の可能性を検討・評価し、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないことを確認しておく必要がある。その結果、計画している実施方法、手順が適切かどうかを判断し、問題がある場合には方法等を再検討する必要がある。同一場所への多量の設置、あるいは広範囲な設置、長期間の継続的な設置などは、空間、時間を考慮して検討する必要がある。

- ・ 有効利用の事前影響評価は、有効利用が実施される海域における水環境、海底環境、 生態系、人と海洋との関わり等に着目して実施することが重要である。
- ・ 有効利用は、法令又は条例に基づく環境影響評価の対象事業ではないが、海洋環境 の保全に知見を有する者や関係行政機関(環境部局等)に意見を求める機会を設け ることが重要である。
- 事業の実施に際して、当該海域の管理者(海岸管理者、港湾管理者等)、漁業者を含めた海面利用者、海岸利用者等の利害関係者や関係行政機関(水産部局等)、地域住民等の関係者に対し、事業の内容、事前影響評価の検討の過程等について、公表するなどにより十分に周知を図り、理解を得ることが重要である。関係者との協議においては、場所や時期(漁期や水産生物の産卵期、海水浴シーズンなど)により利害関係者が異なることに留意する必要がある。

# 2.5 モニタリングの計画・結果の確認について

# (5)モニタリング計画(海洋環境への影響、有効利用の目的の達成状況)の確認

有効利用の実施後、事前に検討した海洋環境への影響の可能性の検討が正確で十分であったこと、有効利用の目的の達成状況を確認するためのモニタリングが計画されていることが、「十分な管理の下に」実施されていることを証明するための手段である。このため、以下のようなモニタリングの計画に関する項目を記載する。

#### ① 海洋環境への影響

有効利用の実施後、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼしていないか確認するためのモニタリング方法、時期、頻度等の記載を確認する。

## ② 有効利用の目的の達成状況

有効利用は、目的に沿って実施されることから、その目的が十分達成されているかどうかを確認することが重要であり、目的の達成状況を確認するためのモニタリング方法、時期、頻度等の記載を確認する。

# (6) モニタリング結果 (海洋環境への影響、有効利用の目的の達成状況) の確認 事前に計画したモニタリング計画に基づき、海洋環境への影響及び有効利用の目 的の達成状況のモニタリング結果を確認し、<u>当該事業が海洋投入処分に該当せず、</u> 適切な有効利用が実施されたことを確認する。

- ・ 事業によって異なるが、事業の効果が継続しないおそれもあることから、季節等による変動も踏まえつつ、効果が継続していることを確認できる十分な期間(例えば、効果が安定するまでの期間)、複数回のモニタリングを実施することが望ましい。
- ・ モニタリング地点については、実際に有効利用が実施された場所もしくは周辺海域 の当該事業の影響を把握できる適切な場所で設定する必要がある。
- ・ 有効利用を行う施行者側における十分な管理の下で事業が行われるよう、施行者側においてモニタリングを実施する必要があるが、港湾管理者、海岸管理者、当該海域の利用者等と協議の上、モニタリング計画を適切に策定することが望ましい。
- ・ 有効利用の効果、環境影響として確認すべき項目(水環境、海底環境、生態系、人 と海洋の関わり)は、事業内容、事業規模等を踏まえて適切に設定することが望ま しい。なお、合理的な範囲で、他の調査結果、文献の引用等により結果を補足する ことも考えられる。
- ・ モニタリング結果については、事前の環境影響評価で協議した関係者に報告する、 結果を公表するなどにより、適切に共有を図ることが望ましい。
- モニタリング結果が事業期間内に判明した場合、その結果を踏まえ、当該事業の実

施計画を修正するなどの対応を検討することが重要である。事業実施後に結果が判明した場合には、モニタリング結果を次回以降の有効利用に活用できるよう十分な情報共有を行うことが望ましい。

# 2.6 その他

- ・ 水底土砂の有効利用にあたって、当該水底土砂を採取した後に有効利用するまでの間、一時的に海域に仮置きする際には、以下の4点について確認することが必要である。
  - ① 仮置きから回収までの期間が合理的な長さである。
  - ② 仮置きする場所は、管理・回収が可能な場所であり、その場所を明示することができる。
  - ③ 管理及び回収が完全に行われる。
  - ④ 水底土砂の散逸を招くような自然条件、その他の条件下で水底土砂の排出が行われない。